

第2章 在宅医療介護連携推進事業について

在宅医療介護連携推進事業は、介護保険法の地域支援事業に位置付けられ、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、在宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。また、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会等と緊密に連携しながら、地域の医療介護に関する連携体制の構築を推進することとされています。

昨今の動向として、令和元年6月に公表された「認知症施策推進大綱」の柱の1つに「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」が位置付けられ、認知症医療・介護等に関わる者が、伴走者として支援していくことの重要性が記載されたところであり、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、医療と介護の連携の推進が求められています。

在宅医療介護連携推進事業は開始から数年が経過し、現在では、8つの事業項目に限らず、認知症や災害に関する取組をあわせて実施するなど、地域の実情を踏まえた在宅医療・介護連携の取組が実施されつつあります。

以上のことを踏まえ、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに添った取組を継続的に行うことを通じて、本事業で目指す姿を実現していきます。

事業の見直し（令和2年9月）

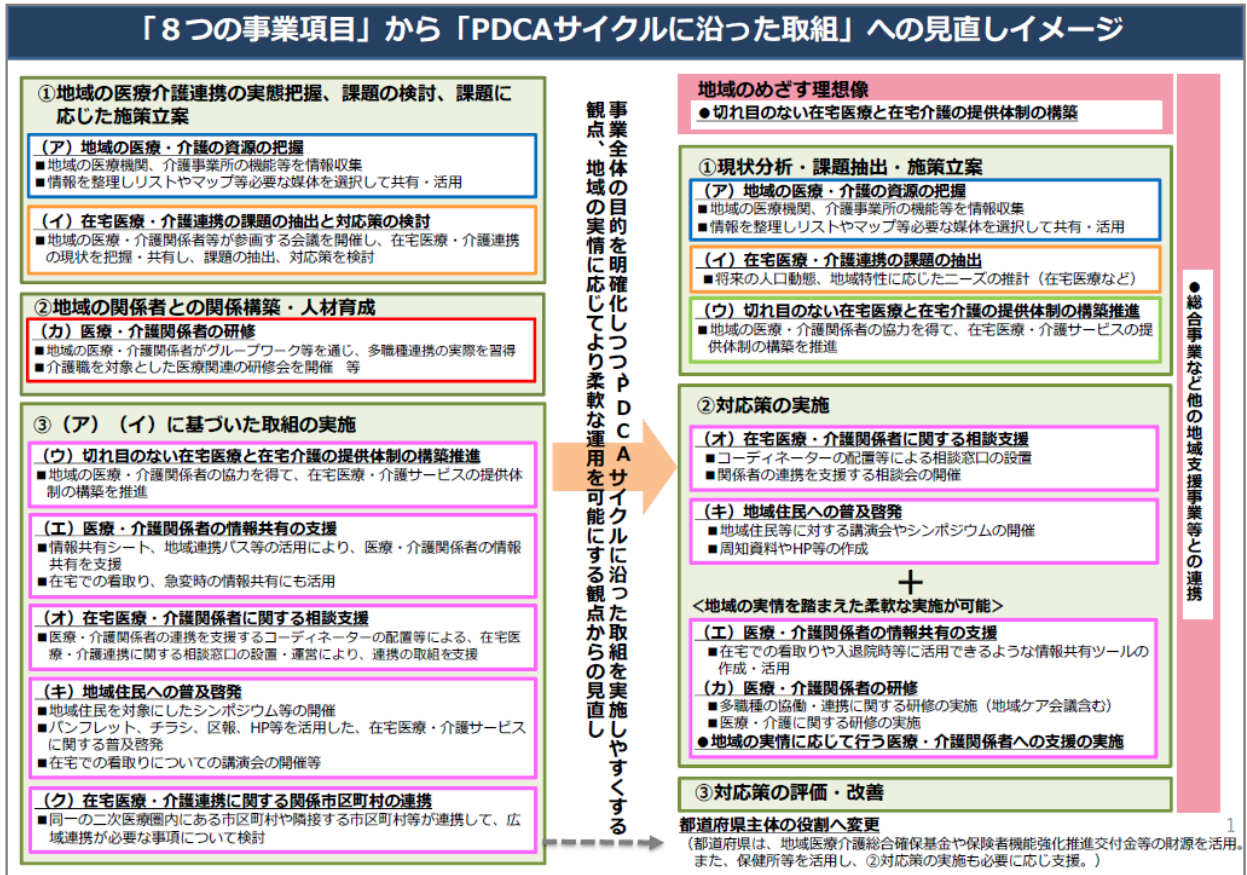
○ 平成30年4月から全市町村が以下の8つの全ての事業を実施していた。

(ア)	地域の医療・介護の資源の把握
(イ)	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
(ウ)	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
(エ)	医療・介護関係者の情報共有の支援
(オ)	在宅医療・介護連携に関する相談支援
(カ)	医療・介護関係者の研修
(キ)	地域住民への普及啓発
(ク)	在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

以下の考え方で見直しを実施した。

- ・現状分析や課題把握、企画・立案等に関する事業を整理し、取組み趣旨を明確化

- ・地域の実情に応じた取組が可能になるよう、事業選択を可能に
- ・他の地域支援事業に基づく、事業と連携し実施するよう明確化



茅ヶ崎市と寒川町では、住民の生活圏や3師会の活動範囲が同じであることを踏まえ、平成25年度よりその前身である在宅医療連携推進事業等に協同して取り組んできました。当事業が介護保険法に位置付けられた平成27年度から、改めて茅ヶ崎市と寒川町で事業を協同して実施するための協定を結び、取組を強化してきた経緯があります。（協定内容は次頁参照）

平成29年度からは、保健所業務が茅ヶ崎市に移管されたことを踏まえ、事業項目(オ)の機能を持った「在宅ケア相談窓口」を保健所に設置するとともに、茅ヶ崎市では、福祉部高齢福祉介護課と保健所地域保健課、寒川町では健康福祉部高齢介護課と健康づくり課の4課が協同し、「住民への周知」・「仕組みづくり」・「関係者人材育成」の3本の柱を掲げ、住民の利便性を高め、地域の専門職の連携をより深めていくための事業展開を進めています。

茅ヶ崎市と寒川町における在宅医療介護連携推進事業の協同実施に関する協定

茅ヶ崎市（以下「市」という。）と寒川町（以下「町」という。）は、市町民の生活及び一般社団法人茅ヶ崎医師会、一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会、一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会をはじめとする医療福祉介護の関係機関が同じ圏域で活動していることから、在宅医療介護連携推進事業（以下「事業」という。）を効率的かつ効果的に進めるための事業の実施について次のとおり協定を締結する。

（事業の趣旨）

第1条 市及び町は、協同して事業を実施するものとする。

2 この協定において事業とは、疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるために、地域において医療及び介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療及び介護の提供を行うため、「在宅医療」及び「医療と介護の連携」の仕組みづくり並びにその人材育成を行うための事業をいう。

中省略

平成27年4月1日

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長 服部 信明

神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 木村 俊雄



茅ヶ崎市
オリジナル広報キャラクター
えぼし麻呂とミーナ



寒川町高齢介護課
オリジナルキャラクター
げんき丸